

平成29年（ワ）第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸勇外607名

被告 長崎県外1名

2019（令和元）年11月15日

原告ら第18準備書面

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 馬奈木 昭 雄
外

原告らの差止請求の根拠となる権利・利益について以下弁論を準備する。

第1 はじめに

本書面は、石木ダム本体工事および付け替え道路工事その他関連工事（以下、単に「石木ダム工事」という）によって、今現在、原告らの被保全権利が侵害されていること、そのため、石木ダム工事を速やかに差し止めなければならないことについて、原告らの尋問の結果を踏まえて包括的に論じるものである。

以下、本件では利益衡量をするまでもなく工事の差し止めが認められること（第2）、仮に利益衡量をするとしても石木ダム工事は差し止められるものであることについて述べる（第3）。

第2 本件では利益衡量は問題にならないこと

1 物権的請求権であること

なぜ、差し止め請求が認められるのか。通説は、「物権的請求権は、権利の円

滑な実現が妨げられただけで当然に発生する。」(内田貴「民法I」(初版)314頁)と、権利侵害が発生すれば足りるとしている。

これは、物権的請求権は、物権者の物に対する円満な支配状態を回復するため、侵害の排除又は予防を請求するものであるからである。

すなわち、物の支配は本来的に権利者の自由であって、何者の侵害も許されないこと、そうであるならば、その物に対する円満な支配状態が侵害されたときまたは侵害が予想されるときには、その侵害に対して排除する権利も当然認められるためである。ひいては、何者の侵害も許されない権利、侵害の回復が著しく困難な権利については、それが侵害されたとき又は侵害が予想されるときには、物権の場合と同様に、排除するための差し止め請求が当然(利益衡量をせずに)認められることになる。

本件原告らの被保全権利は、まさにこの物権の場合と同様に差し止め請求が認められる権利である。

判例および下級審裁判例も、物権的請求権の成否の判断において、利益衡量をせず、侵害行為があれば即差し止めに認めてきた。

2 判例及び裁判例について

最高裁昭和61年6月11日大法廷判決(民集第四〇巻第四号八七二頁)は、「・・・人格権としての名誉権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、または将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差し止めに求めることができるものと解するのが相当である。けだし、名誉は生命、身体とともに極めて重大な保護法益であり、人格権としての名誉権は、物権の場合と同様に排他性を有する権利というべきであるからである。」として、侵害行為の存在以外に、差し止め請求権の成否を判断するに必要な事情を付加していない。

上記昭和61年最高裁判例を踏襲する下級審判例においても、例えば、住民が原子力発電所の稼働差し止めに求めた事案で、金沢地裁平成6年8月25日判決は、「個人の人格的利益の内、生命、身体、名誉等の重大な保護法益が現に侵害

され、又は将来侵害されようとしている場合には、これらの人格権に基づいて、その侵害の排除又は予防のために、当該侵害行為の差し止めを求めることができることは、すでに判例上も確立されたところである」として、権利侵害によって直截に差し止め請求権が発生することを認めており、かかる判断は、控訴審（名古屋高裁金沢支部平成10年9月9日判決）においても維持されている。

さらに、地域住民らが原告となり、当該地域に工場等を有する会社や国道を設置管理する国を被告として大気汚染物質の排出差し止めを求めた事案において、名古屋地裁平成12年11月27日判決は「人間の生命や健康等の人格的利益（人格権）は排他的な権利として保障されているものであり、また、その権利の性質からすると、右権利に対する侵害が将来も継続するものと予測されるとき等には、侵害者に対し、侵害行為の差し止めを命ずることによって被侵害者の権利の保全を図ることが認められるというべきである。したがって、原告らが人格権を根拠として本件差し止め請求をすることは許されると解するのが相当である。」とした。

上記判示も、上記最高裁判例を踏襲し、権利侵害行為の存在によって物権的請求権が直截に発生することを前提としている。

なお、上記判示は、さらに、「少なくとも原告との関係では、その被る損害の内容は本原告の生命、身体に関わるもので回復困難なものであること、他方、被告国は、本訴が提起された平成元年三月から本件口頭弁論が終結した平成十一年一月までの間でも一〇年余が経過したにもかかわらず、この間、本原告との関係で右のような被害発生を防止すべき格別の対策を採っては来ず、これからも、少なくとも本件口頭弁論終結時においては、右対策をすることについてはもちろん、その前提となる調査をすることについても、これを実施する具体的な予定を有してはいないこと、本件差し止め請求を認容しても、所定の方法を採ることにより、社会的に回復困難な程の損失を生ずることなく対応できると判断されることが認められ、これら諸般の事情を考量すると、被告国に対する本件差し止め請求を認容するのが相当と解される。」と判示した。

以上のように、判例および裁判例は、人格権などの「重大な保護法益」や「排他的な権利」に対しては、権利侵害によって直截に物権的請求権が発生するという通説を大前提としている。そして、このことは、侵害行為に公共性ないし公益性がないときには、一層妥当する。

3 原告らの主張

(1) はじめに

原告らの被保全権利については、主に原告ら第4準備書面、第9準備書面に論じているが、その主なところは、原告らの人間の尊厳であり、個人の生命・身体・精神および生活に関する利益の総体としての人格権である。

そして、これらは、そもそも侵害が予定されていないものであり、一度侵害されると回復が著しく困難なものであるため、「重大な保護法益」や「排他的な権利」であって、権利侵害によって直截に侵害行為の差し止めが認められる。

加えて、本件工事は、これまで再三述べてきたように、本件ダムに治水目的も利水目的も根拠がなく不要な工事である以上、公共性ないし公益性は一切ないのだから、即座に差止が認められるべきものである。

(2) 被保全権利について

原告らは、これまで、「社会において、居住する場所を選択し、その地域で家庭を築き、地域社会等を通じて様々な人間関係を築くことによって共同体を形成し、それらの共同体から多くの利益を受けて生活する」権利を有していること及び、「どの地域でいかなる人生を歩むかや、伝統や文化および生業を継承することを選択し、いかに自己実現をはかるかについての自己決定権を有」し、「日々の生活においても自己決定権を行使し、将来においても自己決定権を行使しうること」、「地域と密着した職業を選択し、生涯にわたって地域や人との関係を築いて蓄積し、これを次世代に継承していくこと」は、原告らに保障された権利利益であって、人間の生存に基本的なこととして人間の尊厳というべきものであると主張してきた（原告ら第4準備書面3頁）。

また、人が従前属していた自らの生活の本拠である住居を中心とする衣食住、家庭生活、家業・職業・地域活動等の生活全般の基盤及びそれを軸とする各人の属するコミュニティー等における人間関係を「包括生活基盤」と称し、このような「包括生活基盤」において継続的かつ安定的に生活する利益が人格的利益として保障されると主張してきた（原告ら第9準備書面2頁）。

そして、原告らに上記被保全権利が認められることは、原告らの尋問を経て一層明らかとなった。

(3) 原告らの被保全権利について

次項で原告らの被保全権利について詳述するが、そこでまず明らかとなったのは、原告らの生活がこうばるにあること、すなわち、家庭生活・家業・職業・地域活動等の生活全般の基盤がこうばるにあることである。原告岩本宏之は、こうばるに住居を構え、農作物を育て、川で魚をとり、山でイノシシを獲って生活をしている。原告石丸勇、岩下すみ子、松本好央、石丸穂澄も、それぞれの家族も、ともにこうばるに住み、それぞれ家業を行いながらこうばるで生活をしている。そして、その原告らの生活は、先祖代々受け継いできた伝統、文化、生業に支えられて築かれたもので、一朝一夕に築けるものではないものである。

また、こうばるの地では伝統、文化、生業に支えられて築かれた地域コミュニティがあり、代替できるものではない。原告石丸勇が述べたように、こうばるでは、先祖代々、支えあいながら生活をし、そのためこうばる独自の行事が多数あり、それによってさらに地域住民のつながりを強固にしてきた。

そして、こうばるを追い出されるということは、これらの生活全般および人間関係を失うということである。原告らが異口同音に述べたのは、土地家屋や仕事を失う以上のものが失われること、「生き方」を奪われるということである

4 本件原告らの被保全権利について

(1) 岩本宏之の被侵害利益（甲D第7号証、原告岩本本人調書）

ア こうばる自体の価値及びこうばるで居住する利益

(ア) 先祖から長年こうばるの地で生活を営んできた

原告岩本は、物心ついたときには、現在の住所地に父方祖父母、両親、原告岩本を含む兄弟5人の9名で生活をしてきた。原告の先祖の方々がこうばるの現在の住所地に来たのは江戸時代のころと原告岩本は聞いており、長年、こうばるの地において生活を営んできた家系である（同調書1頁）。

(イ) 家計を支えるための農業

原告岩本は、幼少期、戦争から戻った父が結核を患い、療養生活をしており、労働をすることができなかった。そのため、原告岩本は、小学生のころから、母と二人で家計を支えるために農業をしていた（同調書1及び2頁）。田んぼで近所の親戚と協力して、田植えをして、米を作って、収穫し、当時、飼っていた牛に農器具である「スキ」や「マガ」を引かせて田を耕したこともあった。また、自宅近くにある畑では、麦、サツマイモ、ユリの球根、しいたけなどを作って出荷していた（同調書2頁）。

(ウ) 原告岩本の遊び場

原告岩本は、幼い頃、こうばるの地の山、川で遊んでいた。具体的には、山で食べられる植物や木の実を捕ったり、仕掛けで鳥を捕ったり、石木川ではウナギの仕掛けを沈めて、ウナギを捕ったり、ハヤ、フナなどを釣竿で釣ったり、カニを捕まえたり、自然に囲まれている環境であるからこそできる遊びや生活をしてきた。

また、夏休みは毎日のように。石木川で泳いだり、水中鉄砲を作って子魚を捕ったり、自然あふれるこうばるの地におけるこのような遊びは、原告岩本だけではなく、原告岩本の子、孫にも引き継がれており、世代を超えた価値がある土地ということが出来る（同調書2頁）。

(エ) 中学・高校の過ごし方

原告岩本は、中学に進学した後、高校は定時制高校に通っている。その理由は、家族の生活費、兄弟の学費のために、農作業などをする必要があり、

昼間の高校に通うことができなかつたためである。

午前8時から夕方4時頃まで外で仕事をし、午後6時から高校に行き、午後10時に帰るといふ生活をしており、学校が休みの日は、農作業やアルバイトなどをして、家計の手助けをしていた（同調書2及び3頁）。

その農作業もこうばるの地の現在の住所・所有する農地においてしていたものである。

(オ) 現在の生活

原告岩本は、昭和44年に婚姻し、子3人を授かり、こうばるの地で子育てをし、現在も、同所で、妻と長男と三人暮らしをしている。

現在残っている世帯は、小さい頃から同じ境遇で育って、気心が知れた仲である。一軒一軒の家族構成、子どもの人数、仕事が何か、どの学校に行っているか、そのような情報も互いに知っており交流を続けてきた。日常生活においても、しょうゆやみそがなければお隣から借りたり、野菜、肉、魚を共有して生活をしてきた。

そして、その慣習は、原告岩本の世代から始まったものではなく、こうばるの地で長年続いてきたものである（同調書12頁）。

(カ) こうばるの地に住むことの人格的価値

このように、こうばるの地は、原告岩本の祖先が長年住んできた場所であり、原告岩本自身もこの地で生まれ、幼少期、小学、中学、高校、社会人と長年自然に溢れ、様々な生物、清流が存在し、災害とも無縁の地であり、この地において、原告岩本の人格は維持・形成されてきた。

さらに、そのような境遇にある隣人との関係も形成されており、互いの情報を共有し合い、助け合い、生活をするという社会が形成された場所でもあり、その社会は一朝一夕では築くことができず、長年、その地に住んできた信頼関係が根底にあるからこそ築きあげることができたものである。

このように、従前属していた自らの生活の本拠である住居を中心とする衣

食住、家庭生活、家業・職業・地域活動等の生活全般の基盤及びそれを軸とする各人の属するコミュニティー等における人間関係」は、人が生活していく上の「包括生活基盤」というべきであり、そのような包括生活基盤が安定し、一貫していることによって人間は健全かつ安定的に人格を維持し、形成し、陶冶することができる。

そして、このように人格を維持、形成し、陶冶するという利益は、従前属していた包括生活基盤において継続的かつ安定的に生活する利益であり、いわゆる包括生活基盤に関する利益として人間の人格にかかわるものであるから、憲法13条に根拠を有する人格的利益であり、人格権そのものである。

イ こうばるを追い出されることで失われる利益

本件工事が完成すれば、原告岩本は、こうばるの地に住むことができなくなる。そうすると、単に土地・建物の財産的価値を奪われるだけにとどまらず、これまで上記の先祖代替築き上げられてきた歴史を失い、趣味であり生業でもある農地を失い、これまで気づいてきた隣人との関係、社会を失う。すなわち、この地に住み続けてきた、そして今後も住み続けることによってはじめて維持できる包括生活基盤に関する利益としての人格的価値・人格権を完全に侵害されるのである。

ウ 原告岩本の人生が石木ダムに翻弄されてきたこと

原告岩本が、石木ダム問題に関わるようになったのは、昭和37年頃の長崎県の現地調査や測量である（同調書4頁）。

当時、長崎県が無断で測量をし、地元住民が、川棚町に申し出て、年に測量中止を申し入れ、中止になった。

昭和47年には予備調査の依頼があり、これに原告岩本も含めて、皆反対していた。

原告岩本の親の世代が中心となって、その中で2通の覚書が作成され、当然、その覚書を遵守してくれるものとして作成に至った（同調書6頁）が、

実際は、そのような手続を経ずして工事が進められている。

原告岩本は、公務員でありながら、石木ダムに反対する運動を継続した。石木ダム建設絶対反対同盟が結成され、県による切り崩しを受けた時期もあるが、今もなお存続している。

昭和57年には、機動隊を導入した強制測量があり、延べ7日間、機動隊を導入する強硬手段を取り、地元住民の反感を買い、衝突し、けが人が複数出た歴史もある（同調書7乃至9頁）。

また、事業認定前の昭和45、46年頃から現在に至るまで、水没予定地域として川棚町の補助対象外となった。そのため、生活道路の拡幅事業、水田の区画整備も、自費で用意をして、地元住民が協力して実施してきた。

長年、原告岩本を含む地元住民は、石木ダム事業のために精神的不利益だけでなく、補助を受けることができないことなどによる財産的不利益、生活上の不利益、そして人格的不利益を被り、現在、現実に日々工事が進められ、不可逆的侵害が現実のものとなりつつある。

このように石木ダム事業及び工事により侵害されたものは、上記の人格的利益・人格権だけでなく、多方面に及ぶものであり、原告岩本が、昭和47年以降、行政からいじめられたり、苦しめられたり、精神的な苦痛をずっと味わっていると述べ、また、安心して眠れない日々を過ごし、最後まで、いつまでも闘っていくつもりでいると述べている（同調書13頁）のは、原告岩本の人生それ自体が、遅くとも昭和47年以降、石木ダム事業及び工事によって翻弄され続けてきたからである。

(2) 石丸勇の被侵害利益（甲D第8号証、原告石丸本人調書）

ア こうばる自体の価値及びこうばるで居住する利益

(ア) こうばるの自然

岩屋郷こうばる地区は、川棚川の支流である石木川の中流域にある集落である。周囲を小高い山に囲まれて棚田や畑が広がっており、日本の農村の原

風景が残る自然豊かな集落である。

春は菜の花が、初夏には蛍が乱舞し、秋にはコスモスが咲き乱れる。その自然の中、昼間はカワセミやヤマセミ、カワガラスといった鳥が空を舞い、夜はフクロウの声が山々に反響する。石木川にも多くの生物が生息し、これらの中には長崎県の絶滅危惧種に指定されているものもある。

この豊かな自然の中、原告石丸は、子どもの頃、石木川に飛び込み、魚を追いかけて、野山を駆けた。その記憶は、今でもこうばる地区の川や野山のあちこちに鮮明に残っている。そして、大人になってからも石木川の水で米や野菜を作り、生活をしているのである

原告石丸にとって、日本の農村の原風景が残るこうばるの存在それ自体が、自らの人格形成の礎となり、かつ現在の人格そのものを支える何ものにも代え難い不可欠な要素となっているのである。

(イ) 先祖から長年こうばるの地で生活を営んできた

こうばるに住んでいる人々は、殆どが先祖代々この土地に住み 続けてきている人々である。そのため、こうばるでは、長年、住民が皆顔見知りで、子ども達はそれぞれの家を行き来して遊び、同じ年頃の子どもを持っている親同士はお互いに子ども達の様子を話し合い、お互いに子ども達の様子を見守るという関係を築いてきた。

こうばるに住んでいる人々は、お互いの田畑の様子を見ながら協力して土地の管理をし、田畑で出来た作物はお裾分けをしあってきた。地区の集まり事があれば、それぞれの家が料理を持ち合っ集まり、飲食を共にしてきた。

(ウ) 農業の行事

農業に関する行事では、まず、作前（田植えが始まる前）に“作おれ”という行事をする。作業の安全等を祈願して組毎に集まり飲み会をしていた。次に田植えが無事済んだ後に田植えを手伝ってくれた人を含めて行う“早苗振（サナボリ）”で、飲んだりごちそうを食べたりする。更に、早苗振の後、

“牛にわ”があった。牛にわは、農業関係者の実行組合毎に集まって、飲んだりごちそうを食べたりした。

(エ) こうばるでの活動

こうばるでは従来、老人会があり川棚町の老人会活動への参加、さらには地区での活動をしていた。婦人会もあった。仏教壮年会とあって、住民が各家庭の回り番でお坊さんと呼んで、お経を習ったり、教義を聴いたりしてその後皆で飲み会を持ったりしていた。祭りともなれば、住民総出で準備をし、ひとときの楽しい時間を共有してきた。例えば、現在は人が少なくなったため、しなくなったが、千灯籠祭りというものがあった。

(オ) ほたる祭り

こうばるでは、毎年蛍が飛ぶ時期になると、原告石丸の妻を含め女性達によって公民館の大掃除が行われる。そして、綺麗に掃除された公民館で「ホタル祭り」の準備が行われる。餅をつき、炊き込みご飯や煮物を炊き、「ホタル団子」を作る。子ども達もそれを当たり前のように手伝う。おばあさん達は、麦わらを編んで祭りで販売する「ホタル籠」を作る。原告石丸を含め男達は竹を組んでテントを張り、会場の設営をする。こうばるの住民で、こうばるのコミュニティーによって作られるホタル祭りは、今では県内外から人々が訪れ、こうばるの人々のおもてなしと、こうばるのホタルを楽しむ機会を提供している。このホタル祭りが終わった後、原告石丸を含む住民が集まって、“ご苦労ぶり”すなわち慰労会をやる。

(カ) こうばるのコミュニティー

原告石丸を含め、こうばるの多くの家の日常生活においては、何世代にもわたって耕されてきた田畑で米や野菜を作り、家庭菜園で収穫した作物で豊かな食卓を囲んでいる。そして、それぞれの田畑で農業を営んでおり、収穫の時期などには一家総出で農作業を営むことも珍しくはない。また、広々とした土地に趣味の草花を植えて楽しむ人もいる。山で獲ったイノシシ、川で

獲ったウナギを人々に振る舞うことを楽しみにしている人もいる。これらの生活は、原告石丸を含めこうばるの人々がこの地で築いてきたものである。これらのこうばるでの生活は、一朝一夕に出来あがったものではない。山間に作られた田畑は、原告石丸を含む住民の先祖が石を積み上げ、土地をならして綺麗な田畑にし、長年に渡りそれを代々維持してきたものである。田畑に引く水は、石木川からの水路を造り、原告石丸を含む地域住民で整備してきたものである。こうばるの人と人との繋がりや、助け合って生活してきたことで、自然と育まれてきたものである。原告石丸を含むこうばるの人々の暮らしは、長年その土地で生きてきた多くの人々の暮らしの上になりたっており、その多くの人々の努力によって成り立っているものである。

(キ) 小活

以上のことから明らかな様に、原告石丸を含むこうばるの住民のこのような生活は、すべてこうばるという地で熟成されたもので、この地に根ざした住居でしか築けないものなのである。すなわち、原告石丸を含むこうばるの住民にとって、土地を守ってこうばるで居住するという事は、先祖代々からの地域の共同体を守りながら、先祖代々住み続け、家を守り、田畑を守り、墓を守ってきたこうばるで平穏に生活し、自らもそこでの生活を次世代に引き継いでいくという、原告石丸を含めたこうばるの住民の「生き方」そのものなのである。

さらに、原告石丸の次女の穂澄は、こうばるの家で同居しイラストレーターの仕事をしているが、障害のために、生まれ育ち慣れ親しんだ川こうばるでの生活が必要である。石木ダムのためにこうばるを去らなければいけないとなると、穂澄の将来が壊されてしまうかもしれないのである。そのためにも、原告石丸は、を含むこうばるの住民の家族として父親として、こうばるに住み続けなければならないのである（同調書：8頁）。

イ こうばるを追い出されることで失われる価値

上記アから明らかな様に、原告石丸を含むこうばるの住民がこうばるを追い出されるということは、彼らの人格を支えている基礎が失われるということであり、さらに、原告石丸を含むこうばるの住民の「生き方」を支えている先祖代々からの地域の共同体を基礎とするこうばるでの平穏な生活そのものが失われるということである。また、原告石丸特有の失われる価値として、父親として次女穂澄の将来を守るという価値も含まれるのである。

(3) 岩下すみ子の被侵害利益（甲 D 第 9 号証、原告岩下すみ子本人調書）

ア こうばる自体の価値及びこうばるで居住する利益

(ア) 長年家族とともに住み続けてきたこと

原告岩下すみ子（以下「原告岩下」という。）は長崎県佐世保市の出身で、24歳の時に結婚を機にこうばるの地で暮らすようになり、現時点で46年になる。すみ子と結婚した岩下和雄の家は江戸時代から150年以上続いており、和雄が5代目である。すみ子の家族は夫と息子3人であり、夫と三男が同居している。三男はこうばるの程近くの商店街でバーを経営している。長男もいずれはこうばるに帰ってくる予定である。

(イ) 暮らしてきた土地、家について

現在すみ子が暮らす家は平成4年に新築された。家を建てるために使用する材木はすべて岩下家の山から切り出したものである。大黒柱として利用した榎やひのきは、夫や夫の姉たちが幼少のころに学校を休んで植えたものであった。すみ子はその木に囲まれて暮らしていることに安らぎを感じている。

また、新築した家の設計は、長年電気工事業を営む夫によるものであり、夫が大工と知恵を絞りながら設計したものである。夫は、すみ子の意見も取り入れ、すみ子が使いやすく、家族が暮らしやすい作りになっており、すみ子はとても気に入り、その空間に愛着を感じている。また、すみ子は広い庭でガーデニングが好きで四季折々の草花を庭で育てたり、夫が作ったピザ窯でピザを焼き、こうばるで採れた四季折々の食材とともに、近所の仲間たち

と食事をしたりして過ごすことに、かけがえのない愛着を感じている（同調書1～2頁）。

(ウ) こうばるに棲むホタルとこうばるの地に住む仲間たちと築き上げてきたホタル祭り

こうばるには、澄んだ水の流れる小川が流れている。毎年5月ころ、夕暮れ、日が沈み始めるころ、ちらほらとホタルが光を灯しはじめ、次第に無数のホタルが乱舞する。山肌に無数のホタルの明かりが反射し、幻想的な風景がそこに現れる。すみ子たちは、ホタルが飛ぶこうばるやその光景を、多くの人に知ってもらおうと、ホタル祭りを毎年開催し、2019年には31回目を迎えた。ホタル祭りは年に1日だけの開催であるが、こうばるの人々は、一度たりとも中止したことはない。当初は少なかった来場者も、今では地元だけでなく全国から何百人もの人が詰めかけるイベントになった。このホタル祭りを支援する人々も年々増えている。

すみ子たち13世帯の住民は、それぞれに役割分担をしてホタル祭りの準備を行う。すみ子は、祭り当日に振舞う食材の担当で、その準備は毎年4月頃から、よもぎの新芽や山菜を摘んだりすることから始まる。よもぎの新芽は餅に混ぜ、「ふつ餅」を300個作る。13世帯の住民の中には山菜採りが得意な者がいて、イノシシに出くわすような山の中を分け入りゼンマイ、ワラビ、フキなどを収穫する。こうばるには山の幸が豊富に実り、祭り当日の人気メニューとなっている。

祭り前日には食材準備が佳境を迎え、皆で手分けしてもち米60キロを研ぎ、ふかし、あんこを炊き、餅を作る。イノシシの肉を切ったり、ジャガイモを茹で、団子を作ったりするなど、大忙しの日となる。このようにして準備した何百人分もの食材は、ホタル祭りの当日販売され、あっという間になくなってしまふ。後片付けも一苦勞であるが、原告岩下は沢山の人がかうばるのホタルの風景、食材を楽しんでくれている姿を見たり、13世帯の何

世代もの仲間たちと祭りを作り上げる充実感や連帯感を感じたりするとき、何にも代えがたい幸せな気持ちになる（同調書3～7頁）。

イ こうばるの地を追い出されることで失われる利益

以上のとおり、原告岩下は、夫との結婚以後46年間にわたってこうばるの地に不可分一体となって家族と暮らし、夫と協力しながら子を育て、仲間と語り合い、協力し合いながら人生を営み積み上げてきたのである。原告岩下のあらゆる一秒一秒ごとの体験、経験、営み、思考、感情はこうばるの地において育まれたものである。

このこうばるの地が無理矢理に合理的な必要性のないダム建設によって奪われることは、原告岩下の土地、家、草花、ピザ窯などの物的財産のみならず、住み心地の良さ、夫が暮らしやすい様にと建ててくれた思い、子どもたちと暮らした思い出、痕跡、こうばるの仲間たちと築き上げ、積み重ねてきたホタル祭りやその準備という無形の文化や営み、その中から育まれた仲間との連帯感や充実感など、目には見えないが、人が社会的な存在として生きていくために必要不可欠な精神的な無形の財産・利益が、原告岩下をはじめとする原告らの意思に反し、無理矢理奪われてしまうこととなる。

原告岩下がこうばるの地で暮らした46年間という長い時間、そこで育んだ家族、仲間との絆、楽しいこと、嬉しいこと、つらいこと、悲しいことなどの原告岩下のすべての体験と人生が「こうばる」の地で培われ育まれてきたものであり、「こうばる」は原告岩下にとって唯一無二の場所なのである。しかし、石木ダム建設が無理矢理進められることによって、原告岩下の有形無形の財産・利益を佐世保市、長崎県、国によって強奪されることとなる。

(4) 松本好央の被侵害利益（甲D第10号証、原告松本好央本人調書）

ア こうばるの価値及びこうばるに居住する利益

(ア) こうばるで一番の大家族

原告松本好央は、祖母と両親、それに妻と4人の子どもの9人で暮らして

いて、こうばるで暮らす13世帯の中では一番の大家族である。

このうち、祖母は、大正15年生まれの92歳、一番下の子の三男は、平成16年生まれの15歳で、大正から昭和、平成の3時代に生まれた4世代9人が、こうばるの地で肩を寄せ合い、助け合って生きている。

(イ) こうばるで暮らすようになったいきさつ

原告松本好央の家族が、こうばるに住むようになったきっかけは、祖父の意向であった。祖父は、こうばるから車で5分ほど石木川を遡った上流の中ノ川内（なかのこうち）地区に住み、採石や仏壇の修理などの仕事に出かけるとともに、そこに広がる棚田で、祖母とともに米などを作り生活していた。

ところが、長崎県が、石木川にダム建設事業を計画していることが明らかになり、祖父は、石木川流域の美しい自然やこうばるの地を将来の子どもたちや孫たちのために残すべきだと考え、昭和51年、原告松本好央ら家族9人が暮らしている今の家を建築した。

祖父は、ダム建設が白紙撤回される願いが叶わぬまま、10年前に他界したが、祖父とともに体を張ってダム建設に反対してきた祖母が、その思いを受け継ぎ、今でも反対運動に参加している。

原告松本好央らのこうばるでの暮らしは43年間と、先祖代々こうばるで暮らす住民の中では比較的短いが、こうばるへの愛着や思いに差異はなく、むしろ、以下述べるとおり、水没予定地で生業に励んでいることを考えれば、この地で暮らし続ける利益やダム建設で被る不利益が極めて大きい世帯である。

(ウ) こうばるの地で生計を立てていること

原告松本好央は、18歳から、父が個人で経営する小さな鉄工所で、父と二人三脚で働いている。母も、鉄工所の仕事を手伝っている。原告松本好央の父が経営する「あきもと鉄工」は、自宅のすぐ横にあり、原告松本好央の世帯の9人全員が、こうばるの地にある鉄工所で生計を立てている。

こうばるの周辺は、波佐見焼、有田焼、伊万里焼などの焼き物が大変盛んな地域であるため、「あきもと鉄工」の受注する仕事の半分以上が窯業関連の機械や器具の製作である。コンベアーやローラーなどの部品、陶器を運ぶ台車や陶器を並べる棚などの鉄製品を加工、溶接するのが主な仕事である。

こうばるの地で親子一緒の仕事ができることが父の生きがいであり、さらに、一時溶接の勉強で家を離れている長男（孫）も、近い将来、この鉄工所で働く予定であり、そうなれば3世代の仕事場となる。

現在、水没予定地で生業に励んでいるのは原告松本好央の世帯だけであり、石木ダムができれば、仕事場である鉄工所も自宅とともにダムの底に沈む。すなわち、原告松本好央らの世帯は、ダムにより、家や土地だけでなく、日々の生業という生活基盤そのものも奪われることになるのである。

(エ) こうばるの価値や居住する意義の発信と多くの共感

原告松本好央は、ダムを造る必要性の根拠がでたらめであること、ダムによって失われるのはこうばるの自然だけではなく、そこで暮らす住民の生活や地域社会そのものであることについてできるだけ多くの人に知ってもらいたいと、こうばるの価値やここに居住する意義などについて、積極的に発信している。

具体的には、こうばるの地で著名なミュージシャンのコンサートを企画、稲刈りや田植え体験の実施、こうばるの里山に暮らす13世帯のドキュメンタリー映画「ほたるの川のまもりびと」の撮影地の案内、ほたる鑑賞会やダム建設地の現地視察会、地元住民とのふれあい会、地元の虚空蔵山（こくぞうさん）の登山会などを企画し、参加者とダム問題について語り合ったり、またその様子をSNSで発信したりしている。

世界的に著名な音楽家がこうばるを訪れて地元住民と交流したり、原告松本好央らが企画するイベントに全国各地から大勢参加したりするのは、こうばるの自然やその自然と一体となって暮らす人々の魅力に共感し、将来に

この土地を残したいという思いが共有されていることの証である。

イ こうばるを追い出されることで失われる利益

(ア) 生活基盤や地域社会を奪われること

先述のとおり、石木ダム事業が強行され、原告松本好央ら がこうばるの地を追い出されれば、家や土地だけでなく、この地で生計を立てている生業を失い、生活基盤を奪われる。さらに、こうばるで長年築き上げた地域社会そのものが崩壊することになる。そして、原告松本好央は、権力が、力づくでこれらを奪う恐ろしさを知っている。

(イ) 原告松本好央の子どものころの原体験

原告松本好央が、石木ダム建設を進める権力の恐ろしさを初めて体験したのは、今から37年前の昭和57年5月、長崎県が機動隊を導入して抜き打ちの強制測量を実施したときである。地元住民が総出で反対運動を行う中、当時、石木小学校の2年生になったばかりの7歳の原告松本好央も怖くて震える中、学校を休んで座り込みに参加した。

機動隊は、容赦なく、座り込みの大人たちをごぼう抜きにして力づくで排除していき、何人かの大人たちはけがをさせられる中、原告松本好央も、機動隊に抱きかかえられて、座り込みの列から排除された。それでも、地元住民らは、座り込みによる阻止行動を何日も続けた結果、長崎県は、とうとう強制測量の中止に追い込まれた。このときは、なんとか阻止できたが、今後、長崎県が、再び強制的に事業を進めるおそれは払拭できず、地元住民の平穏な生活は常に脅かされているのである。

(5) 石丸穂澄の被侵害利益（甲D第11号証、石丸穂澄本人調書）

ア こうばる自体の価値及びこうばるで居住する利益

(ア) こうばるで生まれ育ったこと（同調書：2～3頁）

原告石丸穂澄は、1982年11月5日にこうばるで生まれた。祖父母や父母と兄姉らに囲まれて幼少期をこうばるで過ごし、地元の幼稚園、小中学

校に進学した。原告穂澄は、幼いころは、自宅の裏山や田畑、石木川といったこうばるの自然のなかで遊んでいた。防空壕に基地を作り、かずらの蔦でターザンごっこをしたり、水路でおたまじゃくしを捕まえたり、イモリを釣ったりしていた。

石木川には数多くの水生生物がおり、ヤマトシマドジョウ、ニホンウナギ、カネヒラ、オイカワ、ムギツク、カマツカ、イトモロコ、カワムツ、ドンコ、ギンブナ、ナマズ、アブラボテ、と、一例をあげるだけでも挙げきれないほどの生物を見ながら、原告穂澄は幼少期を過ごしていた。

石木川では川遊びもでき、幼いころは浅いところで浮き輪で泳ぎ、小学校高学年くらいになると川沿いの岩の上から飛び込んだりしていた。同じ場所では、勇気のある子は橋の上から飛び込み、その様子を見ては、自分はそのような勇気はないと思っていた。同じ川では、高校生のお兄さんが川に仕掛けたウナギの仕掛けを見て回りってウナギを獲る姿を見ていた。

また、祖母に連れられてダム小屋に行き、祖母よりも上の年齢の住民たちと一緒に手作りのお菓子や料理を囲み、話しをし、交流をしていた。

こうしたこうばるの自然や住民同士のつながりの中で、原告穂澄の精神は涵養されていった。

(イ) 原告の障害について

現在、原告穂澄は、こうばるに、両親と住んでいる。

原告穂澄は、高校卒業後、美術大学への進学を目指しこうばるの地を出て生活をしてきたが、平成12年ころから嘔吐、下痢、発熱、不眠といった鬱病の症状を発症し、周辺環境に順応できない状態になった。その時、原告穂澄は、母からの電話の後ろから聞こえてきた、シャワーのようなカエルの鳴き声に強く心を揺さぶられ、自分が居たいと思える場所はこうばるしかないと思った（同調書：5頁）。そのため、こうばるの地に戻り、療養と生活の立て直しを行うことにした。原告穂澄にとって、こうばるの地は、精神的なよ

りどころであり、生きていくために何物にも代えがたい唯一無二の故郷である。

原告穂澄は、当初は、うつ病との診断を受けていたが、平成17年ころには双極性感情障害Ⅱ型に診断が変更されている。

双極性感情障害とは、躁状態と鬱状態の両方が繰り返し発現する、気分が移ろい易くなるという病気である。Ⅱ型はその中でも程度が比較的軽いといわれているが、それでも、原告穂澄は、鬱状態の時には、気分が落ち込む、食事がとれなくなる、寝起きができない、トイレもぎりぎりまでいかなくなる、何に対しても意欲がなくなり何もできなくなるという状態になる。この状態は本人の意思に関わりなく不可避的に生じる。他方、躁状態の時は、感情のコントロールができなくなり、他人に対して不用意な発言をしてしまったり、常識から外れた思い切った行動をとってしまうなどして、周辺環境から逸脱したりもしくは排除され、社会生活が送れなくなるということが生じる（同調書：7頁）。

そのような障害を有している原告穂澄にとって、生まれ育った故郷での生活は、病状をできるだけ軽減させて精神的な安定を保ちながら生活をするために必要不可欠である。加えて、原告穂澄のことを幼いころから知っている人々のコミュニティの中で生活することで、やっと、逸脱したり排除されることなく社会生活を送ることができる。

(ウ) 創作活動について

原告穂澄は、現在、こうばるの自然と生活を題材に創作活動を行っている。子供時代の川遊びの様子や、おばあさんたちと過ごしたダム小屋の様子、こうばるでは人々が家族ぐるみで仲良く、催し物があるたびに食べ物を持ち寄ってみんなで楽しんでいる様子を描いている。原告穂澄は、これらの絵を漫画やフリーペーパーの形で発表したり、新聞の意見広告に採用されたり、ラッピングバスの絵に採用されたりしている。原告穂澄にとって、創作活動は、

こうばるの良さを他者に知ってもらうための表現活動であり、創作物を見た人とのコミュニケーションツールである。言葉では人とのコミュニケーションが困難な場合があるときでも、絵や創作物を使って、原告穂澄は社会とのつながりを保っている（同調書：9頁）。

そのため、原告穂澄にとって、こうばるの自然や環境を描き発表することは、自己表現および自己実現の利益を有するものである。

イ こうばるの地を追い出されることで失われる利益

(ア) 故郷の喪失

原告穂澄の家は原告穂澄の曾祖父の代からこうばるで受け継がれてきた家であり、原告穂澄は、幼少期から祖父母や父母が田畑を守り、家を守ってきた様子を見ていた。そのように祖父母、父母が大事に守ってきた家や田畑に囲まれて、原告穂澄は、生まれ育った。こうばるは、原告穂澄の肉体と精神を培った場所であり、故郷である。

そして、その故郷を奪われるということは、心の核となる部分を喪失するとも表現すべきことであって、人格的価値を侵害されるのである。

(イ) 生命身体への侵害

上述のとおり、原告穂澄は、双極性感情障害Ⅱ型という精神疾患を有している。このような精神疾患を有する患者にとって、環境の変化は強い刺激となり、病状の悪化をもたらす。原告穂澄も、「生活が奪われると確実に病状が進むと思います」、「強制収容、代執行が重なったときに自殺の恐れが出てきます。死ぬかもしれないというか、本当に危ないです」と述べている。実際、原告穂澄は、実家のリフォーム工事程度の刺激でもストレスで体調を崩している。

そうすると、原告穂澄にとって、このまま石木ダム工事が進み、別の環境での生活を強いられることは、健康や命にすら関わる事態である。そのような、生命・身体への侵害が許されないことは言を俟たない。

(ウ) 生活全般を失うこと

さらに、原告穂澄にとってこうばるを追い出されることは、それまでの人格を形成し、維持、陶冶してきた場所を失うということであり、生活全般を失うことであるから、人格的利益の侵害でもある。

5 小括

以上のとおり、原告らにとってのこうばる価値およびこうばるで居住する利益は、人間の尊厳及び人格に関わる利益であることは明らかである。人は単に食べ物と空気と水だけで生きているわけではない。人格を維持し、形成し、陶冶することなく生きなければならないとすれば、それは人としては死んだも同然である。そのような人間の尊厳・人格的利益が侵害を予定していないこと、一度侵害されると回復が不可能であることは、明白である。加えて、原告石丸穂澄のように、こうばるでの生活が、その生命健康の維持に直結しているのであれば、なおさらである。

そして、本件工事は公共性および公益性ない工事であって、このまま本件工事が進めば原告らはこうばるでの生活を失うことになるのであるから、原告らの被保全権利の侵害を理由として直截に本件工事の差し止めが認められる。

第3 利益衡量について

1 はじめに

(1) 第2で述べたように、本件においては、① 被侵害利益は、それに優越する利益を考慮することができない原告らの人間としての尊厳、生存の根幹の権利であること、② 侵害行為の公共性ないし公益性は一切ないこと、から、利益衡量をおこなうまでもなく最高裁の判断基準（最判昭和61年6月11日）を前提にする余地がないことを明らかにした。

本項では、仮に最高裁の判断基準を前提にするにしても、一見して差止をするほかないことが明白な状況であることを明らかにする。

(2) 最高裁の判断基準は、「①侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、②侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度を比較検討するほか、③侵害行為の開始とその後の継続の経過および状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の事情を総合考慮する」となっている。

このうち、②については、治水、利水どちらの面でも公共性がないことを、本書面と同時に提出している準備書面を含め、本件訴訟では明らかにしているので、ここでは割愛する。

そこで、①及び③について論じるが、①は厳密に見ると、「侵害行為」と「被侵害利益」に分かれる。他方、③はもっぱら「侵害行為」あるいは「侵害行為者」側の問題である。よって、以下では、「被侵害利益」と「侵害行為(者)」とに分けて論じる。

2 「被侵害利益」について

(1) 被侵害利益の性質と内容

原告らの被侵害利益すなわち被保全権利の内容については、第2の3項および4項にて、原告らの尋問を踏まえて詳述した。原告らの被保全権利は、少なくとも人格に関する利益であって、憲法上も他の権利に優越する地位を有する権利である（憲法13条）。また、人格的利益は、侵害が予定されていないこと、一度侵害されると回復が不可能もしくは著しく困難であることは、通説的見解である。

そして、人格的利益は本来的に金銭で代替することは予定されていない。すなわち、侵害されることが明らかであるのに、あとから金銭賠償をすることを理由にその侵害を許容することは許されないものである。

(2) 侵害の程度

他方、侵害の程度は、どのように被侵害利益が侵害されるかという侵害の態様・程度と、侵害行為の態様・侵害行為者の態度によって決まるが、本件の侵害の態様・程度を検討すると、その態様・程度は著しいと言わざるを得ない。

すなわち、原告らの被保全権利は、こうばるといふ地域に根差した生活に基づく物心両面の利益であるところ、本件工事は、そのこうばるといふ土地一帯をダムの中に沈めるといふ工事である。原告らが先祖代々整備してきた農地、あぜ道、水路も、コンクリートを剥いで作り直した田畑も、想いを込めて建てた家も、培ってきた暮らしがすべてダムの中に沈んでしまい、まるで以前からそこには何もなかったかのようにしてしまうのである。地域を懐かしみ、思いを残すことすらできなくなると言える。

このように、本件工事によって、原告らの権利利益は一切合切を根こそぎ奪われてしまう。ゆえに、その侵害の態様・程度は著しいといわざるを得ない。

そして、以下に述べるように、侵害行為の態様・侵害行為者の態様も、極めて悪質であるから、侵害の程度は著しいと言わざるを得ない。

3 「侵害行為」「侵害行為者の対応」について

(1) はじめに

本件工事は、本件事業を前提としている。

そこで本項では、本件事業が計画され現在に至るまでの間に、いかに悪質な侵害行為や対応をしてきたかを明らかにする。

(2) 本件事業の事業認定以前

ア 石木ダム建設が最初に世間に示されたのは、1962年のことである。その時、関係する地元住民、自治会に対して、事前に何らの協議もされていない。また、その際、長崎県が地元が無断で湛水線の測量調査を始めたため、地元自治会が抗議し、中止となっている(甲A第4号証p15)。

イ 1971年、長崎県は川棚町に石木ダム建設のための予備調査を依頼するに際し、地元住民への説明会を開いた。その説明会においてはほとんどの住

民が、「ダム建設につながる予備調査」には反対という意思表示をした。しかし、「予備調査はあくまで調査であってダム建設にはつながらない」「地元の詳細なしではダムはできない」と当時の町長が土下座して「予備調査だけでもさせてください」と懇願したため、地元自治会は、長崎県との間に「建設の必要性が生じたときは、書面による同意を受けた後着手する」との覚書を、川棚町との間には「県が覚書の精神に反し独断専行或いは強制収用等の行為に出た場合は、町は総力を挙げて反対し作業を阻止する行動をとることを約束する」との覚書をそれぞれ交わし(甲 D 第 1, 2 号証)、翌年の 1972 年 7 月に予備調査に同意した(甲 A 第 4 号証 p15~16)。

ウ 長崎県は、1974 年 12 月、地元との協議が整っていないにもかかわらず、一方的に石木ダム建設のための予算を計上した(同号証 p16)。

エ 1977 年頃、長崎県は、地元が面会を拒絶しているにもかかわらず、執拗に、職員による戸別訪問を行った(同上)。

オ 1982 年 4 月、長崎県は、地元の了承がないにもかかわらず、土地収用法 11 条に基づく立入調査を告示した。その頃、反対住民らと長崎県の間で長崎県と話し合いが持たれた。しかしその話し合いの席で、反対住民らが「ダムの必要性が本当にあるかどうか」について協議を申し入れたのに対して、長崎県はその説明を抜きにして、「測量調査同意をしてほしい」というだけで、実質的な話し合いは出来なかった(同号証 p17)。

カ 同年 5 月 21 日、県は「もう待てない」と機動隊を導入して立入調査を強行し、反対する地元住民らは、各地の支援を受けて座り込みで抗議行動をした。長崎県は延べ 7 日間にわたり機動隊 750 名を動員して強制測量を行ったが、町、県民の強い不評を買い、途中で中止した(同上)。なおこの長崎県の行為は明らかに甲 D 第 1, 2 号証に反している。

キ 2009 年 11 月、長崎県は、地元住民の同意が取れていないにもかかわらず、九州地方整備局に事業認定の申請を行った(甲 A 第 4 号証 p18)。

- ク 2010年3月、長崎県は、地元住民の同意がなく、かつ、事業定がされていないにもかかわらず、一方的に付替え道路工事に着手した(同上)。
- ケ 2011年5月、石木ダム検証会議が、たった3回の検討しかせず、「石木ダムが他の案に比べて優位と結論」した。そして、長崎県公共事業監視委員会も「石木ダム事業継続」と意見をまとめ国へ報告した。この間、地元住民らは、検証の場に地元住民、及びダム反対の立場の有識者を参加させるように再三にわたり要望したが、長崎県はこの要望を無視して、県関係者のみで検討して前記の結論を出した(同上)。
- コ 2012年4月、これを受け、国交省の有識者会議で「地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望します」との意見を付けて了承された。その後、2013年3月に、九州地方整備局が公聴会を川棚町公会堂で開催し、公述人20名のうち12名が反対意見を述べたが、同年9月に事業認定が認可された(同号証 p18~19)。

サ 小括

以上をまとめるとかかる問題点がある。

- ① 長崎県は、事業認定が認可されるまでの間、石木ダム事業の必要性について、適切な説明をしていない。これは本件訴訟における被告らの態度と全く同じである。
- ② 長崎県は、常に、一方的かつ強引に、事業を推し進めてきた。その過程で、平気で前言を翻したり、虚偽の説明をしたりもしてきている。
- ③ 長崎県は、甲D第1号証の約束を全く守ろうとしなかった。仮に長崎県が、「甲D第1号証は『法的拘束力』を持たない『紳士協定』だ」と考えたとしても、かかる覚書を書いた以上、その内容に沿った対応をすべき道義的義務があることは明らかであるが、それさえ、長崎県は実行していない。

(3) 事業認定後、本件訴訟提起まで

ア 長崎県知事は、地元住民らと協議を続けるという趣旨の発言をしたが、実際には、2014年7月にはじめて協議の場に参加しただけで、その後は一切参加していない(甲A第4号証 p19)。

イ 本件訴訟で述べてきたように、長崎県及び佐世保市は、事業の必要性についての地元住民あるいは佐世保市民からの質問に対して、合理的説明をすることができず、それゆえ、説明会を開催すること自体をやめている。

ウ このような長崎県及び佐世保市の対応は、本件事業のような国民に大きな影響を与える事業を遂行するものとして、決して許されざる対応である。

また、同時に、国交省の有識者会議の「地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望します」という意見も無視したことになる。

(4) 本件訴訟において

本件訴訟の被告である長崎県及び佐世保市は、本件訴訟において、「事業認定されているから正しいに決まっている」と述べるだけで、事業の必要性があることを実質的に主張・立証していない。

4 結論

前記2項で述べたように、本件工事により侵害される原告らの利益は、一度奪われると二度と取り返しのつかない権利であり、本来的に金銭評価できない権利である。

他方、3項で述べるように、被告らはこれまでの間、憲法、土地収用法、社会常識・条理を無視して、侵害行為に至っている。

加えて、本件事業の公共性・公益性が「ない」に等しいほど著しく低いことを考慮すると、被告らが土地収用法が予定する一般的な損失補償をしている(あるいは今後する)としても、以上を総合考慮するならば、仮に利益考慮をする立場に立ったとしても、本件工事は、差し止められるべきである。

第4 総括

原告らは昭和30年代後半から現在まで、石木ダムの事業および本件工事に人生を翻弄されてきた。原告らが、これまでの長い年月にわたり、生活を犠牲にして本件工事に疑問を呈し続け、反対し続けている事実こそ、こうばるといふ土地が原告らにとって唯一無二であって人格の核となる存在であることを証明している。このことは、原告らの尋問でより一層明らかになった。

本件工事は、そのような原告らの権利利益を侵害する工事であり当然に差し止められなければならない。

以上